

令和7年度大阪府障がい福祉現場の情報発信事業に係る企画提案公募要領

大阪府では、障がい福祉分野の仕事の魅力を理解し、就職先の一つとして選択するきっかけとなるような広報啓発を行うため、動画を作成し、将来の障がい福祉分野を担う人材の確保を図ることを目的に、「令和7年度大阪府障がい福祉現場の情報発信事業」を実施します。

この事業については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

1 業務名

令和7年度大阪府障がい福祉現場の情報発信事業

(1) 事業の趣旨・目的

大阪府では、少子高齢化・人口減少社会の進展に伴う生産年齢人口(15～64歳人口)の減少によって、介護・福祉人材の安定確保は今後一層の困難が予想されている中、特に、障がい福祉分野では、人材の確保が困難な現状があります。その困難な要因の一つとして、「障がいに対する理解不足」や「障がい福祉分野に対する理解度・認知度の低さ」があります。

このため、障がいには、さまざまな種類があり、特性も対応方法もそれぞれ異なることがわかるようにするとともに、障がい福祉分野の多岐にわたるサービスや障がい福祉分野では従事する中で専門性を高めることができるなど、職種等の業務内容、仕事のやりがいを伝えることで、障がい福祉分野を就職先の一つとして考えるきっかけとなることを目指すものとなります。

(2) 事業概要

障がい福祉分野を就職先の一つとして考えるきっかけとなる動画を作成するものです。詳細は、別紙「業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託上限額

4,839 千円(税込)

2 スケジュール

令和7年7月30日(水曜日) 公募開始

令和7年8月6日(水曜日) 説明会開催

令和7年8月14日(木曜日) 質問受付締切

令和7年9月1日(月曜日) 提案書類提出締切

令和7年9月8日(月曜日)(予定) 選定委員会

令和7年10月上旬(予定) 契約締結・事業開始

令和8年3月20日(金曜日) 事業終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体(以下「共同企業体」という。)であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

- (1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。
- ア 成年被後見人
 - イ 民法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 149 号)附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治 29 年法律第 89 号)第 11 条に規定する準禁治産者
 - ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 32 条第 1 項各号に掲げる者
 - ク 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者(同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。
- ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則(令和 2 年大阪府規則第 61 号。以下「暴力団排除措置規則」という。)第 3 条第 1 項に規定する入札参加除外者(以下「入札参加除外者」という。)
 - イ 暴力団排除措置規則第 9 条第 1 項に規定する誓約書違反者(以下「誓約書違反者」という。)
 - ウ 暴力団排除措置規則第 3 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (8) 府を当事者の一方とする契約(府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。)に関し、入札談合等(入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関す

る法律(平成14年法律第101号)第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。)を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

令和7年7月30日(水曜日)から令和7年9月1日(月曜日)まで

イ 配布方法

障がい福祉企画課ホームページからダウンロードできます。(郵送による配布は行いません。)

(https://www.pref.osaka.lg.jp/o090050/s_shogaifukushi/jinzaikakuho.html)

ウ 受付期間

令和7年7月30日(水曜日)から令和7年9月1日(月曜日)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで)

エ 提出方法・受付場所

書類は必ず受付場所に持参してください。(郵送による提出は認めません。)

大阪府福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課企画調整グループ

住 所:大阪府中央区大手前3丁目2-12 大阪府庁別館1階

電話番号:06-6944-7086

オ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

正本については、個人名及び企業名など応募者が特定できる内容の記入をしてください。

但し、副本9部については個人名及び企業名など応募者が特定できる内容の記入をしないでください。(表紙及び背表紙含む。)

ア 応募申込書(様式1:正本1部 副本9部)

イ 企画提案書(様式2:正本1部 副本9部)

ウ 応募金額提案書(様式3:正本1部 副本9部)

エ 共同企業体で参加の場合

① 共同企業体届出書(様式4:1部)

② 共同企業体協定書(写し)(様式5:1部)

③ 委任状(様式6:1部)

④ 使用印鑑届(様式7:1部)

オ 誓約書(参加資格関係)(様式8:1部)

カ 定款又は寄付行為の写し(1部)(原本証明してください。)

キ 法人登記簿謄本(1部)(発行日から3カ月以内のもの)

ク 納税証明書(各1部)(未納がないことの証明:発行日から3カ月以内のもの)

①大阪府の府税事務所が発行する府税(全税目)の納税証明書

・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。

②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

ケ 財務諸表の写し(1部:最近2カ年のもの、半期決算の場合は4期分)

①貸借対照表

②損益計算書

③株主資本等変動計算書

コ 障害者雇用状況報告書の写し(1部)

a 常用雇用労働者数が40人以上の事業主の場合

・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主(常用雇用労働者数が40人以上)に義務化されている「障害者雇用状況報告書」の写し

・本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの

(インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出してください。)

b 常用雇用労働者の総数が40人未満の事業主の場合

「障がい者の雇用状況について」(様式9:1部)

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

ア 応募は1者1提案とします(共同企業体構成員として参加する場合を含む)。

イ 応募書類はカラー、モノクロ(白黒)のいずれでも構いません。

ウ 応募書類の提出に際しては、正本、コピーそれぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。(クリアファイルでの提出不可)

応募書類は電子媒体(CD-R等)での提出もお願いします。

エ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。

<記入例>「令和7年度大阪府障がい福祉現場の情報発信事業業務」提案書
株式会社〇〇(法人名)

オ 書類提出後の差し替えは認めません(大阪府が補正等を求める場合を除く)。

カ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 説明会

(1) 開催日時

令和7年8月6日(水曜日) 午後2時から午後3時まで

※本事業への提案の参加を希望する者はできる限り説明会への出席をお願いします。

(2) 開催方法

Microsoft Teams によりオンラインで実施します。

参加 URL は説明会を申し込まれた電子メールアドレス宛てに送信します。

(3) 申込方法

・参加事業者名、参加者職・氏名、連絡先を記載の上、電子メールでお申込みください。

※電子メールアドレス：shogaikikaku@sbox.pref.osaka.lg.jp

・電子メールの件名は「【説明会申込】令和7年度大阪府障がい福祉現場の情報発信事業業務(法人名)」と明記してください。

・電子メール送信後、必ず電話連絡(06-6944-7086)をお願いします。

(電話連絡:午前 10 時から午後5時まで。ただし、土曜日及び日曜日・祝日を除きます。)

※電子メール以外(口頭、電話等)による申し込みは受け付けません。

・説明会では質問を受け付けません。質問がある場合は、下記「6 質問の受付」の方法により提出してください。

※本公募要領等資料は事前に障がい福祉企画課のホームページからダウンロードの上、印刷してください。

(https://www.pref.osaka.lg.jp/o090050/s_shogaifukushi/jinzaikakuho.html)

(4) 説明会への申込期限

令和7年8月5日(火曜日) 正午まで

6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和7年 8 月14日(木曜日)午後5時まで

(2) 提出方法

ア 質問内容を記入の上、電子メールで提出してください。

※電子メールアドレス：shogaikikaku@sbox.pref.osaka.lg.jp

イ メール「件名」と「添付ファイル名」は、「質問:令和7年度大阪府障がい福祉現場の情報発信事業業務(法人名)」と明記してください。

ウ 電子メール送信後、必ず電話連絡(06-6944-7086)をお願いします。

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 10 時から午後5時まで)

エ 電子メール以外(口頭、電話等)による質問は受け付けません。

オ 質問への回答は、障がい福祉企画課ホームページに掲示し、個別には回答しません。

(https://www.pref.osaka.lg.jp/o090050/s_shogaifukushi/jinzaikakuho.html)

7 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案事業者(及び次点者)を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100 点満点中 60 点未満の場合及び審査項目1～5のいずれかで0点があった場合は採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案事業者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

| | 審査項目 | 審査内容 | 配点 |
|---|---------------------------------------|---|-----|
| 1 | 事業目的及び業務内容の理解度 | <ul style="list-style-type: none"> ○事業の趣旨・目的及び業務内容に関する理解や知識が十分にあるか。 ○障がい福祉分野の現状、業務のあり方及び人材確保に及ぶ課題等について理解し、企画内容はそれらを踏まえたものとなっているか。 | 10点 |
| 2 | 障がい福祉分野における業務内容及び従事者が果たす役割の紹介 | <ul style="list-style-type: none"> ○仕様書「5 業務内容及び企画提案を求める事項」(1) 動画コンテンツの制作 ア 企画・構成の内容を踏まえたものとなっているか。 ○「動画の構成(シナリオ)」及び「絵コンテ(構成を視覚的に分かりやすく表現したもの)」は、就職や転職を検討している方それぞれのターゲットが障がい福祉分野を就職先の一つとして考えるきっかけとなるような提案内容となっているか。 ○「動画の構成(シナリオ)」及び「絵コンテ(構成を視覚的に分かりやすく表現したもの)」は、障がい福祉分野の多岐にわたるサービスや業務内容、障がい福祉分野では従事する中で専門性を高めることができるなど、職種等の業務内容、仕事のやりがいや就職や転職を検討している方それぞれのターゲットに伝わるような提案内容となっているか。 ○障がい当事者に出演を求めるなど、障がい者と関わる機会がない人にとっても、障がい者の支援に携わる仕事の内容をイメージすることができる提案内容となっているか。 <p>※各提案内容については、障がい福祉サービス事業所等の意見などを踏まえ、その内容を裏付ける支援現場の状況に即した客観的な根拠を示すことを求める。</p> | 40点 |
| 3 | 制作映像の表現の評価 | <ul style="list-style-type: none"> ○障がい福祉分野における業務内容及びそのやりがいを視聴者にわかりやすく伝える工夫がなされているか。 ○視聴者にとって強く印象に残る工夫がなされているか。 ○映像に合わせて効果的な説明がなされているか。 ○内容は独自性があり、他の自治体と差別化が図られているか。 | 15点 |
| 4 | 制作動画(本編版、ダイジェスト版(SNS等配信用))の本数、尺及び発信手法 | <ul style="list-style-type: none"> ○本編版の本数や尺(例1:10分×2本、例2:2分×10本、例3:5分×4本)、発信手法は提案事項とする。 ○ダイジェスト版(SNS等配信用)の本数は、本編版と同じように提案事項である一方で、尺は2分以内とする。 ○制作動画をどのような形で発信することが効果的と考えているか。 ○制作動画を活用することで、YouTube、SNS 媒体などでどの程度の再生回数を想定しているか。 <p>※ターゲット、それに訴求する内容、本数、尺及び発信手法の一体性を求める。</p> | 5点 |
| 5 | 業務遂行能力の評価 | <ul style="list-style-type: none"> ○事業の関連分野に関する知見や関係者とネットワークを有している等の優位性はあるか。 ○事業全体のスケジュールに妥当性はあるか ○事業を実施する上で十分な人員体制が確保されているか。 | 10点 |

| | | | |
|-----|--------|---|------|
| | | ○経費の内訳は、業務内容に見合った額となっているか。 | |
| 6 | 独自提案 | 提案事業者ならではの新たな視点での提案か。また独自提案は本事業に効果的か。 | 5点 |
| 7 | 障がい者雇用 | 常用雇用労働者40人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているか。または、常用雇用労働者40人未満の場合、1人以上障がい者を雇用しているか。 | 5点 |
| 8 | 価格点 | 価格点の算定式 満点(10点)×提案価格のうち最低価格／自身の提案価格 | 10点 |
| 合 計 | | | 100点 |

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を障がい福祉企画課ホームページにおいて公表します。

(https://www.pref.osaka.lg.jp/o090050/s_shogaifukushi/jinzaikakuho.html)

応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

- ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点
*品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額
- ② 全提案事業者の名称 *申込順
- ③ 全提案事業者の評価点 *得点順 内容は①に同じ
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由 *講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥ その他(最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由)

(4) 審査対象からの除外(失格事由)

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。

- (3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書(様式10)を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。
- (4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。
- ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければいけません。
- ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
- ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
 - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額(発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格)の8割に相当する金額による。
 - ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関(銀行を除く。)をいう。以下この項において同じ。)が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
 - エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
 - オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
 - カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- (7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除します。
- ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約(保険金額は、契約金額の100分の5以上)を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。
 - イ 大阪府財務規則(昭和55年大阪府規則第48号)第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出(国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模(当該契約金額の7割以上)の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき)。
 - ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守してください。